【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（第十六条　削除）

（改正前）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　短期借入有価証券及び長期借入有価証券

三　取引損失準備金

四　証券取引責任準備金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第三号及び第四号に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】

（改正後）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　短期借入有価証券及び長期借入有価証券

三　取引損失準備金

四　証券取引責任準備金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第三号及び第四号に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

（二　新設）

二　取引損失準備金

三　証券取引責任準備金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第二号から第四号までに掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】

（改正後）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　取引損失準備金

（三　削除）

三　証券取引責任準備金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第二号から第四号までに掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　株式売買損失準備金

三　債券売買損失準備金

四　証券取引責任準備金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第二号から第四号までに掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】

（改正後）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　株式売買損失準備金

三　債券売買損失準備金

四　証券取引責任準備金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第二号から第四号までに掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金

（三四　新設）

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第二号に掲げる引当金に計上されるべき金額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第十六条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、大蔵省令で定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次項において「負債の総額」という。）から次に掲げる科目に計上されるべき金額の合計額を控除して計算しなければならない。

一　受入保証金代用有価証券

二　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、大蔵省令で定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の総額（前項第二号に掲げる引当金に計上されるべき金額を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第四条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、　次に掲げる債務の金額を合計して計算しなければならない。

一　借入金（信用取引の決済に必要な資金を顧客に貸し付けるため、証券取引所の決済機構を利用して証券金融会社から借り入れたもの及び信用取引により他の証券会社から借り入れたものを除く。）

二　預り金

三　未払金

四　未払費用

五　前受金

六　受入保証金

七　法人税等引当金

八　借入有価証券

九　受入保証金代用有価証券（担保に供し又は他人に貸し付けているものに限る。）

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、　資産の総額から負債の総額（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金　を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。

【昭和42年10月30日 政令第338号】 （改正なし）

【昭和40年9月30日 政令第321号】

（負債の合計金額及び純財産額の計算）

**第四条**　法第五十四条第二項に規定する負債の合計金額は、次に掲げる債務の金額

を合計して計算しなければならない。

一　借入金（信用取引の決済に必要な資金を顧客に貸し付けるため、証券取引所の決済機構を利用して証券金融会社から借り入れたもの及び信用取引により他の証券会社から借り入れたものを除く。）

二　預り金

三　未払金

四　未払費用

五　前受金

六　受入保証金

七　法人税等引当金

八　借入有価証券

九　受入保証金代用有価証券（担保に供し又は他人に貸し付けているものに限る。）

２　法第五十四条第二項に規定する純財産額は、資産の総額から負債の総額（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金を除く。）を控除して計算しなければならない。

３　前二項の資産及び負債の評価について必要な事項は、大蔵省令で定める。